

しろいしじょうかかせいかけいかく  
白石城下活性化計画  
(変更)

宮城県白石市

平成20年12月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	白石城下活性化計画
都道府県名	宮城県
市町村名	白石市
地区名( 1 )	白石市域(全域)
計画期間( 2 )	平成20年度から平成24年度まで

目 標 : ( 3 )  
 平成24年度までに、森林環境の有する健康維持・増進効果の観点から、白石市内の既存散策路を再整備すると共に、地元宿泊施設及び農林関係諸団体を始めとした民間団体との連携を図りながら、当該既存散策路を活用すること((1)白石市内の既存散策路を「癒しの森」として整備する、(2)地元温泉郷を(1)の保養地として活用する、(3)城下町白石が培ってきた固有の文化を外部に発信する、(4)地場産品・農林作物直売拠点を設置すること)をもって、白石市域の交流人口(観光客入込数+宿泊観光客数)を、平成14年から平成18年までにおける白石市域の交流人口の平均値である104万人から、106万人(1.92%)に増加(104万人(平成14年から平成18年実績の平均値)から11.54%増加(約12万人))させることを目標にする。

目標設定の考え方

地区の概要:  
 白石市域とは、東経140°42'34”(白石市小原字弥太郎山)から140°28'15”(白石市白川小奥字二ツ森)、北緯37°53'47”(白石市小原字馬頭山)から38°05'39”(白石市福岡深谷字白萩山)に渡る面積286.47km<sup>2</sup>の区域を指す。

現状と課題  
 白石市域は、南部・北部の平坦地帯から、東部・西部の山間丘陵地帯、そして南蔵王の山間高冷地帯という幅広い地域を含む。そこで、白石市域では各地帯の気候条件を生かして、稲作を中心としつつ、畜産、野菜、果樹、花卉及び菌茸類を組み合わせた複合型農林業を基幹とした地域経済が形成されている。もっとも、地域経済動向の指標である交流人口数は、115.2万人(平成16年実績)から99.8万人(平成18年実績)に減少していることから、交流人口を増加させることによって、地域経済を活性化させる必要がある。

今後の展開方向等( 4 )  
 白石市内の既存散策路(不伐の森、水芭蕉の森及びどうだんの森)を、森林環境の有する健康維持・増進効果の観点から再整備すると共に、地元宿泊施設及び農林関係諸団体を始めとした民間団体との連携を図りながら、当該既存散策路を活用するという施策を展開して交流人口を増加し、((1)森林環境の有する「癒し」効果に着目し、心と身体健康維持・増進を図る「癒しの森」として活用する、(2)地元温泉郷(鎌先温泉・小原温泉等)を(1)の保養地として位置づけて、有機的な連携を図る、(3)寺社での講話、修行体験、茶道体験等、城下町白石が培ってきた固有の文化に触れる機会を増やす、(4)観光情報を集中的に管理・発信する機能と、「癒しの森」管理施設としての機能及び地場産品(農林作物含)の販売機能を併せ持った拠点を設置する、という4つの施策を展開することによって、交流人口の増加を図り、)もって、地域経済の活性化を図る。

〔記入要領〕

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第3号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
白石市	白石市域	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全活用施設)	白石市	有	ハ	

### (2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
白石市	白石市域	農山漁村活性化施設整備附帯事業	白石市	有	

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

該当なし
------

#### 【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域( 1)

白石市域(宮城県白石市)	区域面積 ( 2)	28,647ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係: 当該地域全面積に占める農林地の割合は約80%である。よって、農林地が当該地域内の土地の相当部分を占めている。		
法第3条第2号関係: 人口の減少傾向(平成12年度 平成17年度:3%減)及び平均年齢の上昇(同:44.0歳 46.3歳)から判断すると、地域間の交流は、当該地域の活性化にとって有効かつ適切な手段である。		
法第3条第3号関係: 当該地域の人口密度は137.9人/km2であり、仙台市の1308.29人/km2、宮城県の325人/km2を大きく下回る。したがって、当該地域には既に市街地を形成している区域は含まれない。		
(白石市統計書平成18年版及び平成17年国勢調査から作成)		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 (該当なし)

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

#### 【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

平成20年から平成24年までの白石市域の交流人口(観光客入込数+宿泊観光客数)を、平成20年から平成24年までの「観光統計概要(宮城県発行)」または同概要の基礎となる市作成のデータを用いて確認し、確認した数値と目標値(交流人口の1.92%増)との差異をもって達成状況の評価する。  
(11.54%増)

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。